

空き家に関する補助制度の限度額が増額されました



空き家の管理は所有者の責任です。建物を適切に管理せずに放置し、通行人にけがを負わせたり隣の人に被害が出たりすると所有者の責任を問われる場合があります。

空家が危険な状態になる前に有効活用や解体を検討しましょう。



令和8年度から補助金額が拡充されました！ぜひ御活用ください!! ※事前申請が必要です



有効活用を考えるなら

空家利活用改修補助

住宅の性能向上や地域まちづくりに資する用途への改修にかかる費用等の一部を補助します。

【補助条件】

- すでに耐震性を有していること、または改修により耐震性を確保すること
- 市内にある平成12年5月31日以前に建築された戸建住宅または長屋建住宅であること ※共同住宅は対象外
- 賃貸用または売却用として不動産市場に流通しておらず、3か月以上空家であること
- 売却を前提としたものでないこと
その他にも要件があります。くわしくは **問合せ** まで

補助の種類	住宅再生型	地域まちづくり活用型 ※区との事前協議が必要
改修後の用途	住宅	地域まちづくりに資する用途 (地域に開かれた居場所等)
補助対象者	・空家所有者 ・空家取得予定者、賃借予定者 等	非営利団体 (NPO法人、社会福祉法人、公益法人等) 等
補助内容 ※記載以外も別途上限あり	①インスペクション(既存住宅状況調査) 3万円(費用の1/2) ②耐震診断 5万円(費用の10/11) ③耐震設計 10万円(費用の2/3) ④耐震改修工事 115万円(費用の1/2)	⑤性能向上に資する改修工事 75万円(費用の1/2)
		⑥地域まちづくりに資する改修工事 300万円(費用の1/2)

※①～③税込み ④⑤税抜きで算定

【申請締切】①～③…12月28日(月)、④⑤…12月15日(火)

・補助制度について

大阪市都市整備局
耐震・密集市街地整備受付窓口
☎06-6882-7053 FAX 06-6882-0877

生野区の活用
事例について▶



・地域まちづくり活用型の補助対象について

☑ 地域まちづくり課 4階44番
☎06-6715-9923 FAX 06-6717-1163

空家利活用
改修補助制度に
ついて▶



解体を考えるなら

A または **B** の解体補助制度をご活用ください。

A

お持ちの木造住宅が対策地区・重点対策地区にあり、下表①の対象建物の条件を満たす場合は補助対象になり、下表②が補助内容となります。

くわしくは
こちら▶



対象エリア	重点対策地区	対策地区
① 対象建物 ※木造住宅のみ	幅員6m未満の道路に面しており、かつ、昭和56年5月31日以前建築	幅員4m未満の道路に面しており、かつ、昭和25年以前建築
② 補助率	4/5	1/2
② 補助限度額	戸建住宅:170万円 /1戸 集合住宅:125万円 /1戸	戸建住宅:105万円 /1戸 集合住宅: 80万円 /1戸

※下記、重点対策地区内の(※1)エリアについては、補助率等が異なります。くわしくは **問合せ** まで。

・重点対策地区、対策地区は次のとおりです。

重点対策地区	対策地区
・生野西1～4丁目(※1)・勝山北3～5丁目 ・勝山南1～2丁目(※1)・鶴橋1～2丁目 ・鶴橋3～5丁目(※1)・中川西1丁目(※1) ・中川西2～3丁目・林寺1丁目(※1) ・桃谷2～5丁目(※2)	・勝山北1～2丁目・小路1～3丁目 ・小路東1～6丁目・新今里1～7丁目 ・田島1～5丁目・巽北1～4丁目 ・巽西1～4丁目・中川1～6丁目 ・中川東1～2丁目・林寺2～6丁目 ・桃谷1～2丁目(※2)・生野東1～4丁目 ・勝山南3～4丁目・舍利寺1～3丁目

(※1) 令和9年度から対策地区に位置づけを変更する予定です。

(※2) 桃谷2丁目については、街区によって重点対策地区か対策地区のどちらかになります。くわしくは **問合せ** まで。

B

耐震性能を満たさない平成12年5月31日以前に建築された戸建住宅等は、改修補助または解体補助の対象(対象地域は市内全域)です。
くわしくは市HPをご覧ください。

くわしくは
こちら▶



【申請締切】A・B 解体補助 12月28日(月)
B 改修補助 12月15日(火)

※その他、各種補助金制度について市HPに掲載しています。

くわしくは
こちら▶



問合せ 都市整備局 生野南部事務所(区役所5階) ☎06-6717-8266

空き家の相談窓口

- ・持っている空き家をどうにかしたいが、何から手をつけたらよいかわからない。
- ・空き家の名義が祖父のままだになっている、登記を変更したい。
- ・空き家を売りたいが、不動産業者に聞いたら売れないと言われた。などのお悩みには…

生野区が連携協定を結んでいる以下の事業者へ無料で相談できます。

大阪府不動産コンサルティング協会「空き家相談ホットライン」

☎06-7713-1375

(平日10:00～16:00)



空き家活用株式会社「いくのアカツカウンター」

☎0120-830-634

(平日10:00～17:00)



※相談後、専門家等と契約をした場合は有料となる場合があります(契約は任意)。



空き家に関する
各種のご案内、相談
窓口等は、こちら

